| | | 号外 | ページ |
|---|---|---|---|
| 一三四 | 平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を改正する件 | 三一 68 | 八八三 |
| 一三五 | 平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件 | 三一 68 | 八八三 |
| 一三六 | 平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を改正する件 | 三一 68 | 八八四 |
| 一三七 | 平成三十一年総務省告示第百六十五号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を改正する件 | 三一 68 | 八八五 |
| 一三八 | 地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域の指定を解除する件 | 三一 68 | 八八六 |
| 一三九 | 平成三十一年総務省告示百五十三号の一部を改正する件 | 三一 68 | 八八四 |
| 一四一 | 平成三十一年総務省告示第百七十九号の一部を改正する件 | 三一 68 | 八八四 |
| 一四二 | 地方税法施行規則第十条第六項に規定する総務大臣が定める申請等を定める件 | 三一 68 | 八八五 |
| 一四三 | 地方税法施行規則第十条第六項に規定する総務大臣が定める基準を定める件 | 三一 68 | 八八五 |
| 一四四 | 地方税法施行規則第十条第七項に規定する総務大臣が定めるファイル形式を定める件 | 三一 68 | 八八七 |
| 一四五 | 地方税法施行規則第十条第八項に規定する総務大臣が定める期間を定める件 | 三一 68 | 八八七 |
| 一四六 | 平成十四年総務省告示第六百三十八号（地方税法施行令附則第六条の十六第一項及び第十一条第十二項に規定する総務大臣が指定する区間並びに同令附則第六条の十六第二項及び第十一条第十三項に規定する総務大臣が指定する法人）の一部を改正する件 | 三一 68 | 八八七 |
| 一四七 | 衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件 | 三一 68 | 八八八 |
| 一四八 | 衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件 | 三一 68 | 八八八 |
| 一四九 | 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件 | 三一 68 | 八八八 |
| 一五〇 | 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件 | 三一 68 | 九〇一 |
| 一五一 | 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件 | 三一 68 | 九〇二 |
| 一五二 | 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件 | 三一 68 | 九〇二 |
| 一五三 | 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件 | 三一 68 | 九〇三 |
| 一五四 | 地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件 | 三一 68 | 九〇三 |
| 一五五 | 立入検査を行う職員の身分を示す証明書を定める件 | 三一 68 | 九〇三 |
| 一五六 | 総務大臣の権限又は事務を総合通信局長等に委任する件 | 三一 68 | 九〇三 |
| 一五七 | 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件 | 三一 68 | 九〇四 |
| 一五八 | 政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する件 | 三一 68 | 九〇四 |
| 一五九 | 在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件 | 三一 68 | 九〇六 |
| 一六〇 | 在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件 | 三一 68 | 九〇七 |
| 一六一 | 在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件 | 三一 68 | 九〇八 |
| 一六二 | 在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件 | 三一 68 | 九〇九 |
| 一六三 | 政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があったので要旨を公表する件 | 三一 69 | 一 |
| 一六四 | 運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき令和五年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件 | 三一 特25 | 三三一 |
| 一六五 | 平成三十一年総務省告示第百五十一号（地方税法施行規則第二十四条の四十第三項第二号及び第三号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準を定める件）の一部を改正する件 | 三一 特25 | 三三二 |
| 一六六 | 昭和三十三年自治庁告示第四十号（地方税法第三百九十六条第三項に規定する総務省の職員の身分を証明する証票の様式を定める件）の一部を改正する件 | 三一 特25 | 三三三 |